

令和8年（フ）第1357号
名古屋市中川区宗円町1丁目80番地
破産者 ジェイトレックインターナショナル株式会社
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第45号
三重県志摩市阿児町鵜方4052番地
破産者 有限会社志摩ライフサポート
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年（フ）第1458号
（最後の住所）京都府城陽市寺田東ノ口17番地の180 イネープルバレスB棟101号、前住所京都府宇治市神明石塚27番地の18
破産者 亡岡田 善臣相続財産
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第472号
京都市伏見区醍醐横ノ内町41番地33
破産者 スマートコスメ有限会社
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第363号
神戸市中央区脇浜町三丁目5番6号レ・ロウア601
破産者 株式会社しんしん
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第18号
長崎県五島市富江町富江289番地
破産者 有限会社丸八商店

1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所五島支部

令和6年（フ）第319号
沖縄県うるま市宇赤道248番地7
破産者 合同会社沖縄環境整美
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和5年（フ）第149号
北海道函館市豊原町237番地
破産者 株式会社函館シーサイドカントリークラブ
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

令和8年（フ）第122号
千葉県白井市富士287番地の109
破産者 久保 省真
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第2157号
東京都小金井市前原町3丁目41番33号
破産者 岡山 歩
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第534号
東京都町田市小山ヶ丘4丁目1番地1アルバータVII704
破産者 須賀 卓
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第603号
東京都西東京市富士町6丁目11番9号フジアパートメント103号
破産者 藤島 岳彦
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第698号
東京都八王子市小比企町1138番地4マリカハイム101号
破産者 田中 訓史
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第802号
東京都稲城市矢野口1732番地の8
破産者 株式会社東海工業
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第803号
千葉県千葉市美浜区幸町2丁目19番10号グランドマンション307号
破産者 清 史好
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第677号
横浜市港北区大曽根台36番7号
破産者 有限会社岩装工業
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第122号
静岡県沼津市原448番地の3
破産者 株式会社望月物流

1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年（フ）第40号
三重県名張市富貴ヶ丘6番町24番地
破産者 どんとこつ幸運軒こと 江口 修介
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

令和7年（フ）第1139号
京都市山科区川田菱尾田19-30
破産者 株式会社find house
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第439号
京都市西京区大枝杵掛町10番地2、前本店所在地京都府京丹後市大宮町三坂146番地の1
破産者 株式会社Oe-solution
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第3326号
大阪府守口市八雲中町1丁目2番17-704号
破産者 立石 正子
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第968号
大阪府東大阪市岸田堂西1丁目7番5号
破産者 株式会社ウルヴズ
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部